

(5) 便所

特定施設整備基準	目標となる基準
<p>ア 便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)は、次に定める基準に適合するもの(用途面積が1,000平方メートル未満の特定施設(公衆便所又は複合施設の共用部分の場合を除く。)にあっては、(ア)のb及び(オ)に定める構造のもの)とすること。</p>	<p>ア 便所を設ける階(専ら駐車場の用に供される階を有する特定施設にあっては当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階、教育施設にあっては直接地上へ通ずる出入口がある階に限る。)の当該便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用又は女子用としてそれぞれ1以上)は、規則別表第2の1の(5)のアの(イ)から(オ)までに定める基準のほか、次に定める基準に適合するものとする。</p>
<p>(ア) 次に定める構造の便房(以下この表において「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。</p>	<p>(ア) 一の階に設けられる便房の数が200以下の場合にあっては、当該便房の数を50で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。)以上の、一の階に設けられる便房の数が200を超える場合にあっては、当該便房の数を100で除して得た数に2を加えて得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。)以上の規則別表第2の1の(5)のアの(ア)に定める構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。</p>
<p>a 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>b 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">/</p>	<p>(イ) 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること。ただし、車いす使用者用便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合にあっては、この限りでない。</p>
<p>(イ) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(ウ) 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	<p>(同 左)</p>

<p>(エ) 車いす使用者用便房を設置した旨を、当該便房の出入口の戸及び当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(オ) 洗面器を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>イ 小便器のある便所を設ける場合にあっては、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）のある便所を1以上設けること。</p>	<p>イ 小便器のある便所を設ける際には、床置き式の小便器又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）のある便所を1以上設けること。</p>

基準解説

<p>車いす使用者用便房の設置等</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用される規定であり、従業員専用の便所、共同住宅の各住戸内の便所等は対象にならない。1,000平方メートル以上の比較的規模の大きな特定施設の便所には、車いす使用者用便房を設置するよう求めている。</p> <p>「男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上」とは、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ車いす使用者用便房を設けることを原則とするが、男女共用の車いす使用者用便房を設ける場合も認められる。</p> <p>一方、1,000平方メートル未満の特定施設の便所については、腰掛便座及び手すりを設置することとされている。</p> <p>また、目標となる基準では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便房数が200以下の場合 1/50以上（1未満の端数は切り上げ） ・便房数が200超えの場合 1/100に2を加えて得た数以上（\uparrow）としている。 	<p>図-20、図-21</p> <p>図-22</p>
<p>車いす使用者用便房の大きさ</p>	<p>アの（ア）のaの車いす使用者が円滑に利用できる寸法としては、（長辺）×（短辺）が200×200センチメートル以上を標準とする。しかし、便房の出入口の位置及び便器の配置を工夫することにより、それより小さい寸法であっても円滑に利用できる場合もあるため、基準の中では具体的な寸法は定められていない。</p>	<p>図-23</p>
<p>洗浄装置</p>	<p>アの（ア）の車いす使用者用便房等に設ける洗浄装置は、くつべら式や光感知式等操作が容易なものとするのが望ましい。</p>	<p>図-24</p>
<p>手すり</p>	<p>アの（ア）のbの便器座面の床面からの高さは、40～45センチメートル程度とする。</p> <p>また、手すりは水平及び垂直に取り付けることが望ましく、水</p>	<p>図-23</p>

表示

平のものの取り付け高さは床面から 70 センチメートル程度とする。

アの（エ）の表示は、車いす使用者用便房が設置されていることを知らなかったために利用できなかったということがないようにするために、設置した旨を表示するものである。この場合、表示の場所、高さ等は車いす使用者が見やすいものとなるよう配慮する。

また、建築物のどの位置にどのような便所、便房が設けられているかについて適切に情報提供が行われることが必要である。

車いす使用者の目線の高さについては、144 ページを参照。

図-25

洗面器の水栓

アの（オ）で、洗面器（手洗器）を設ける場合は、レバー式又は光感知式等操作が容易な水栓とすることを求めている。

また、車いす使用者の利用を考慮し、洗面器下部の空間を確保するとともに、周囲は手すりを設けることが望ましい。

図-27、図-28

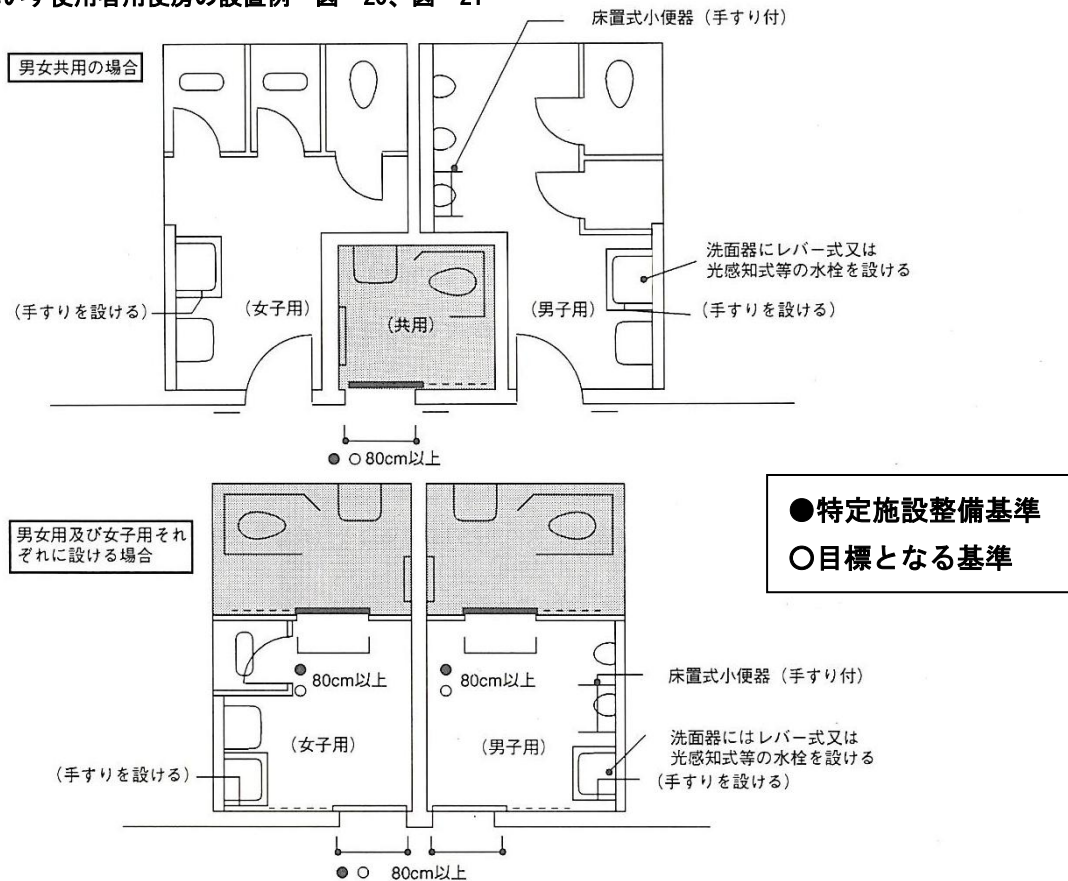
小便器の設置

イで小便器は床置き式又は床から受け口の高さが35センチメートル以下の壁掛式の小便器にすることを求めている。また、併せて手すりや杖や傘を掛けるフック等を設置することが望ましい。

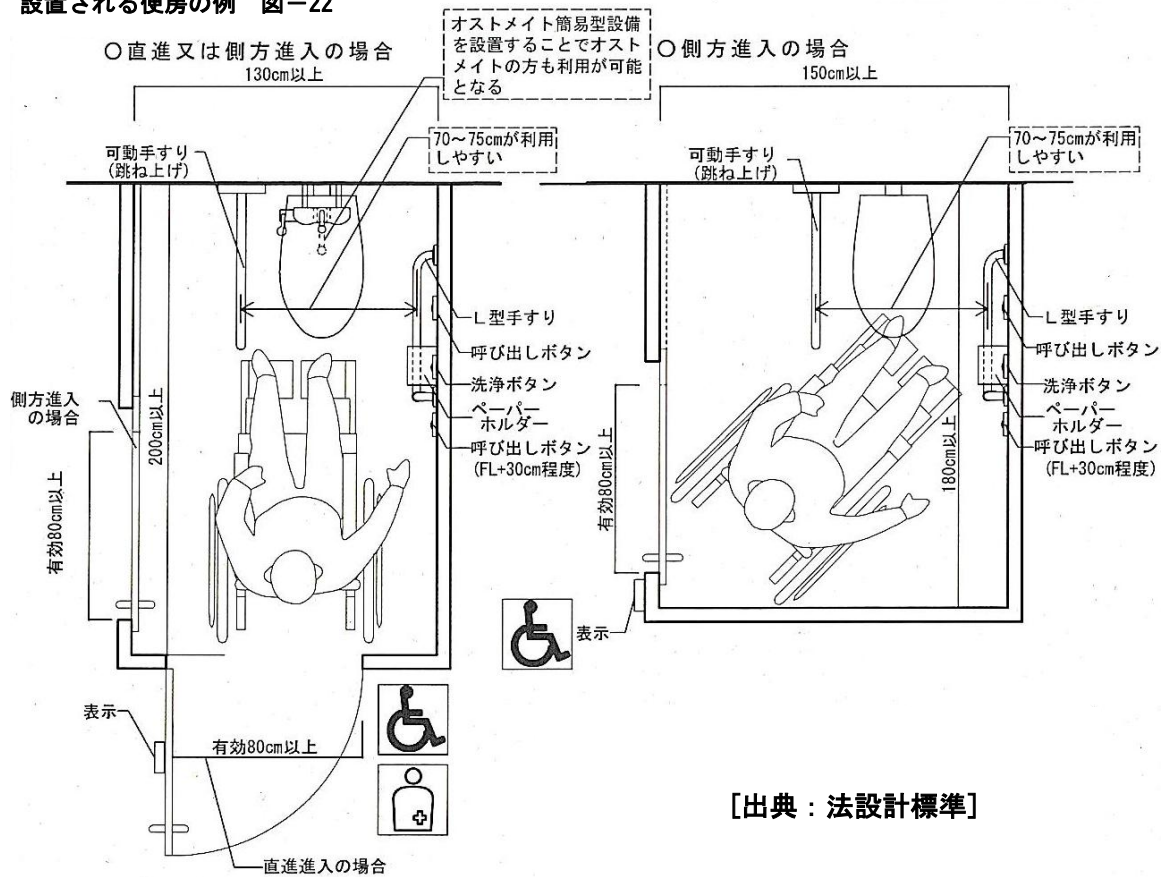
また、目標となる基準では、小便器のある便所を設ける際には、小便器は床置き式又は受け口の高さが床から35センチメートル以下の壁掛式の小便器にすることを求めている。

図-26

車いす使用者用便房の設置例 図-20、図-21

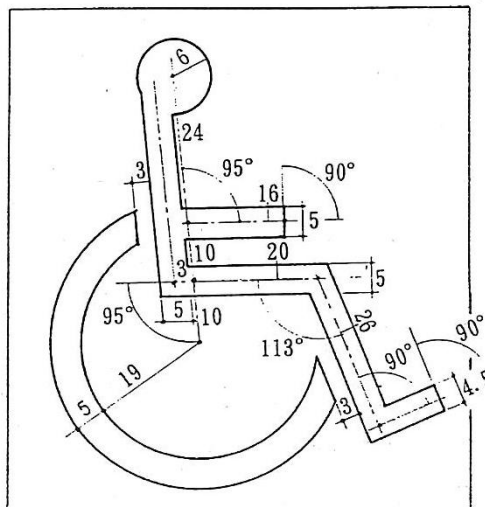


車いす使用者用便所の設置に代えて
設置される便所の例 図-22



(参考) 国際シンボルマークの形状及び使用

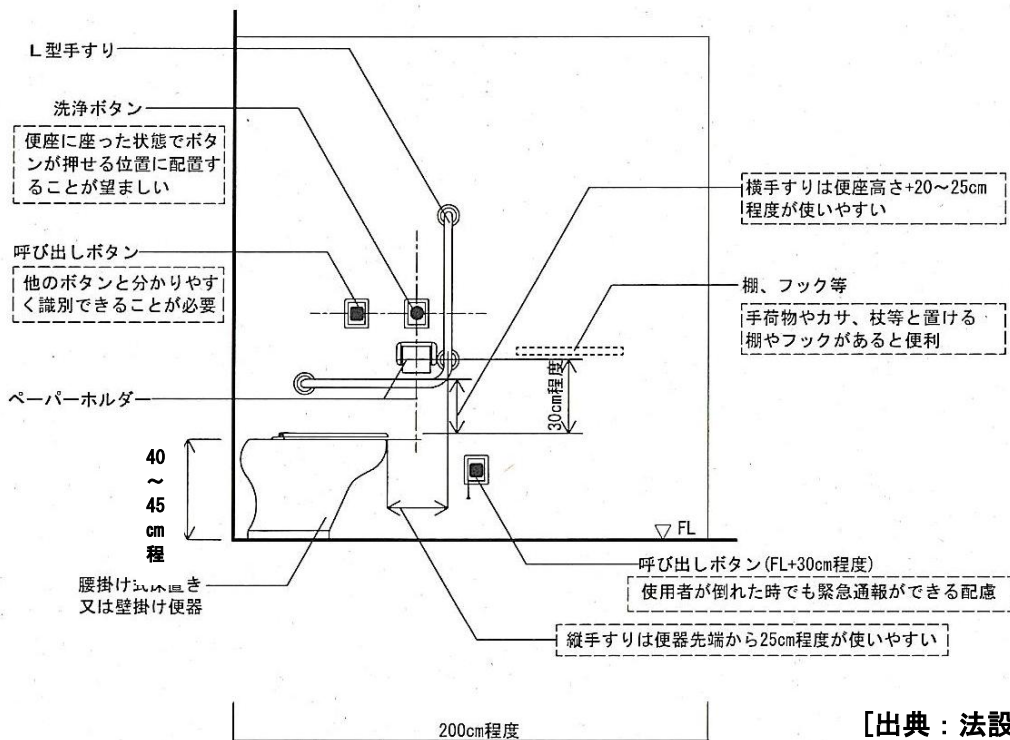
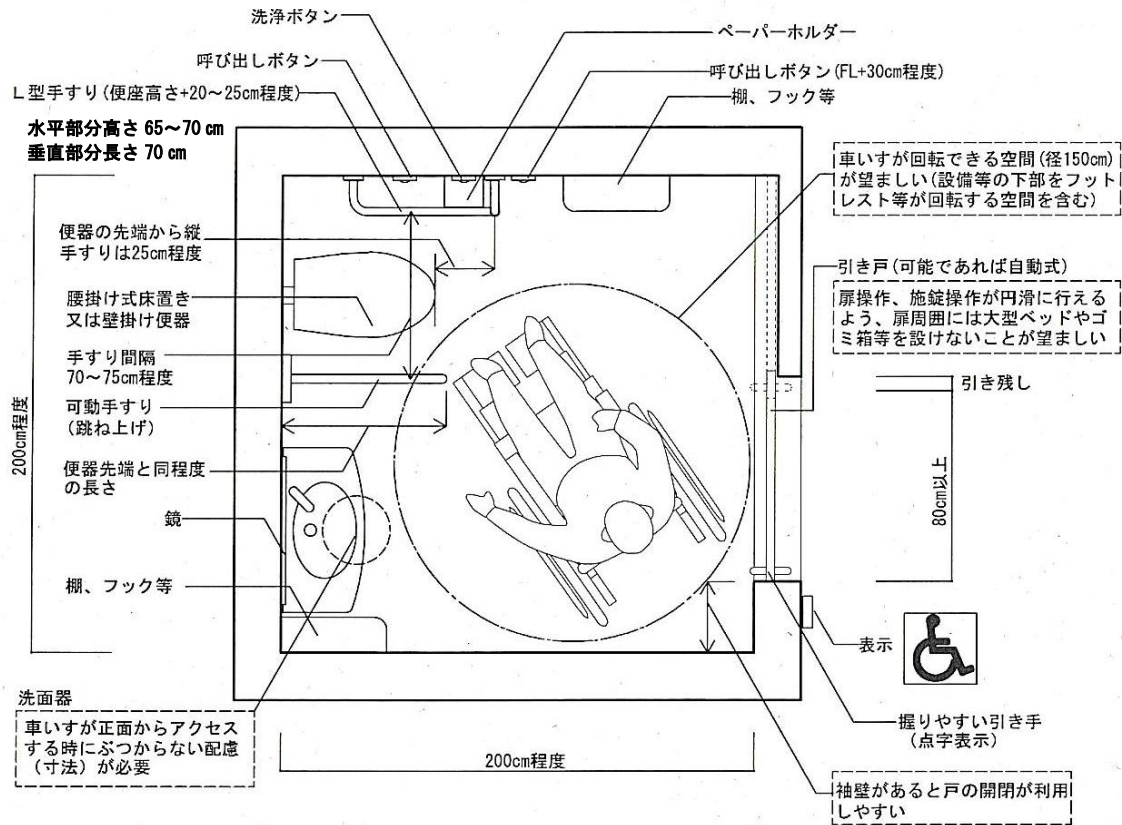
国際シンボルマークは、英語の International Symbol of Access を日本語とした呼称である。障害者が利用できる建物であることを明確に示す世界共通のシンボルマークである。シンボルマークの形状は下図のとおりである。なお、本図は、2002年3月「身障者用設備」という名称で、JIS Z 8210 5.1.9 (障害者が利用できる建築物及び施設であることを示している) に規定された。



[出典：法設計標準]

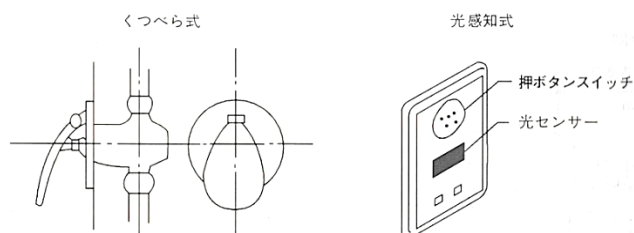
日本において国際シンボルマークは、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が使用管理を行っている。

車いす使用者用便房 図-23



[出典：法設計標準]

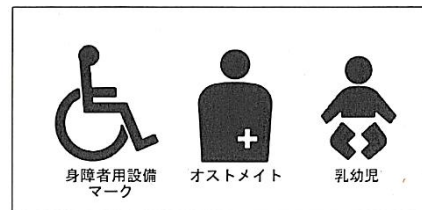
洗浄装置の例 図-24



車いす使用者用便房を設置した旨の表示 図-25

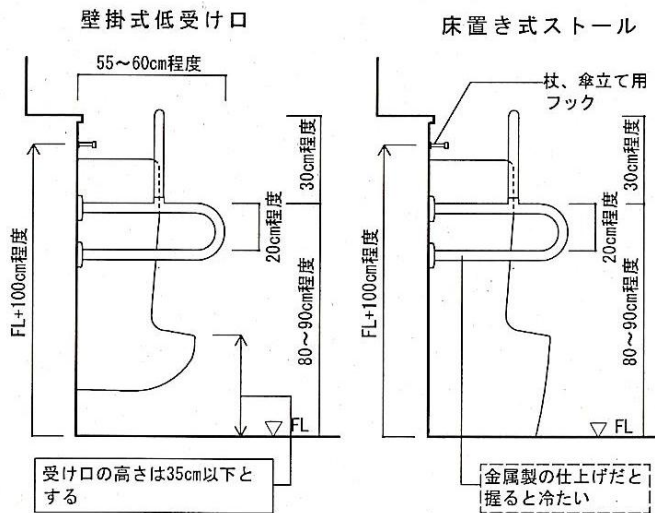


● 便房設備の表示例 (参考)

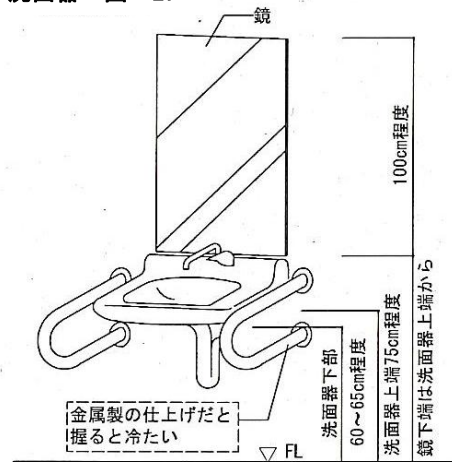


[出典：法設計標準]

小便器 図-26



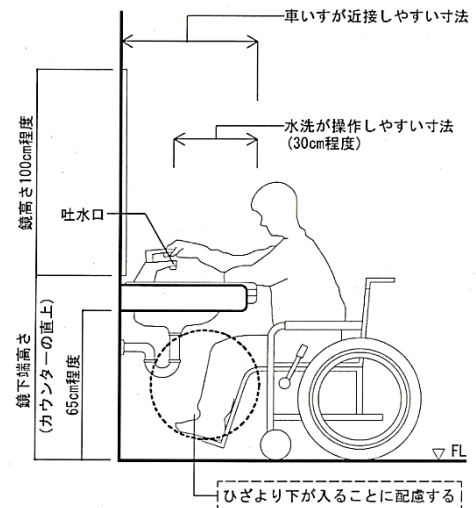
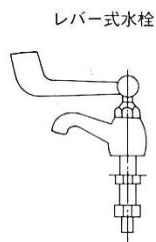
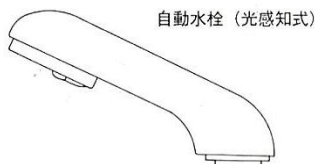
洗面器 図-27



[出典：法設計標準]

● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台 (参考)

水栓器具 図-28



[出典：法設計標準]